

## 定期預金口座を新規に開設するお客さまの個人番号（マイナンバー）のお届出について

法令により、預金者は、金融機関にお届出いただいたマイナンバーを利用して口座を管理することが可能です。マイナンバーによる口座管理をご希望される場合は、窓口でのお取扱いとなりますので、お手数ですが、お近くの営業店窓口にてお手続きをお願いいたします。

なお、お届出いただいたマイナンバーは、所得税法第225条第1項の規定による支払に関する調書の提出、生活保護法第29条第1項の規定による報告、預金保険法第55条の2第2項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続きにおいて当該預金者の預金口座を特定するために利用され得ることがございます。

### ■留意事項

- マイナンバーのお届出は任意のため、お手続きいただけない場合でもお取引に影響はございません。
- 既にマイナンバーをお届けいただいているお客さまにもご案内しておりますのでご容赦ください。

以上